

議 事 録

令和3年度四万十町農業委員会6月総会

日 時	令和3年6月28日(月)午後2時00分	開議
場 所	四万十町役場 本庁 東庁舎 多目的ホール	
日 程		
第1	指定第5号	会期の決定について
第2	指定第6号	議事録署名委員の指名について
第3	報告第7号	非農地証明事務処理報告
第4	議案第11号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第5	議案第12号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第6	議案第13号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第7	議案第14号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第8	議案第15号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第9	議案第16号	時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
第10	議案第17号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
第11	議案第18号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
第12	報告第8号	四万十町農業委員会活動報告について
第13		その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 欠席 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 眞弓 | 19. 欠席 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 欠員 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 田村 守 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 3番 廣井 栄治 19番 林 幸一

〔事務局〕

- 西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・宮本 和也・森本 太貴・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和3年度四万十町農業委員会6月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、太田職務代理よりご挨拶申し上げます。

職務代理 皆さんこんにちは。お忙しいところご苦勞様です。本日は会長が欠席という事で、私が議長を務めさせていただきます。

6月もあと少しになりまして、この体制での皆さんの活動は、あと2ヶ月ちよつとになりました。引き続き皆さんにはご協力いただきまして、最後まで務めていただきたいと思います。また、後で事務局から話があると思いますが、7月には利用状況調査もございますので、この任期中に動いていただいて、しっかり見回っていただきたいと思います。

議長 それではただ今から、令和3年度四万十町農業委員会6月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますが、本日は欠席ですので、職務代理の私の方で、議長を務めたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

ご起立をお願いします。今回の発声は議席番号29番 石田芳秋委員にお願いします。

憲章は、添付書類の最後にございます。

29番 四万十町農業委員会憲章の朗読

委員 ～朗読～

議長 本日の会議に、3番 廣井栄治委員、19番 林幸一委員からの欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員19名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第5号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和3年度四万十町農業委員会6月総会の会期は、令和3年6月28日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第6号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 15 番 吉良榮委員と、25 番 窪田良一委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続きまして、日程第 3 報告第 7 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 7 号 「非農地証明事務処理報告について」 ご説明いたします。
四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規程第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。
議案書 3 ページをご覧ください。今月は窪川地域 3 件、西部地域 1 件、全部で 4 件となっております。

窪川地域からです。番号 1 番。添付資料は 1 ページです。大向字ウハダバ 115 番、地目、畑、面積、135 m²です。申請地は 20 年以上前から耕作しておらず現在は原野となっております。令和 3 年 5 月 13 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地であると認め、令和 3 年 5 月 14 日非農地証明を発行しております。

番号 2 番と 3 番は近くなので資料は 2 ページから 4 ページに合わせて載せております。番号 2 番。南川口字杭野ノ 200 番 2、地目、畑、面積、198 m²です。申請地は 50 年以上前から山林となっております。令和 3 年 6 月 3 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地であると認め非農地証明を発行しております。

番号 3 番。南川口字杭野ノ 198 番、地目、畑、面積、39 m²と南川口字中ヤシキ 474 番、地目、畑、面積 188 m²です。198 番は数十年以上前から原野となっており、474 番は昭和 30 年頃より建物が建っています。令和 3 年 6 月 3 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と、証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地と認め非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。番号 4、添付資料は 5 ページ、6 ページをご覧ください。

土地の所在地は、西ノ川字東畑 26 番 3、地目は畑、面積は 13 m²です。申請地は平成 11 年に居宅を隣接に建築し、以降宅地の一部として利用している状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 3 年 5 月 18 日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 7 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。

特になければ、報告第7号は終わります。

議長 続いて、日程第4 議案第11号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は4ページです。件数につきましては7件で窪川地域が5件、西部地域が2件となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置は添付資料の7ページからご覧ください。

番号1から説明します。土地の所有地、米奥字北影田832番1、地目、田、面積626㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地ではニラを栽培する計画となっております。

番号2 土地の所在地、七里字孫助屋敷乙838番、地目、畑、面積350㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では野菜を栽培する計画となっております。

番号3 土地の所在地、根元原字南耆人越18番、地目、田、面積125㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

番号4 土地の所在地、若井川字東田1674番2、地目、田、面積179㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

番号5 土地の所在地、黒石字榎畑554番2、地目、畑、面積95㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地では野菜を栽培する計画となっております。窪川地域は以上になります。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号6について説明します。土地の所在地、小野字寺中426番1、地目、田、面積、409㎡です。以下1筆あり、合計で2筆。面積が520㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻等を栽培する予定です。

番号7について説明いたします。土地の所在地、小野字曾我ノ森378番48、地目、畑、面積、178㎡です。以下5筆あり、合計で6筆。面積が1,930㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望。譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、野菜等を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第11号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。27番 市川正司委員。

27 番 1 番について補足説明します。現況はかなり前から畑に変わっております。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間 360 日以上ほぼ毎日畑におります。すごくまじめな方です。周辺農地には全く悪影響を及ぼすことはありません。譲渡人について、お父さんが昔から病弱で耕作が出来なくて、親戚になる譲受人の方に作ってもらってましたので、売買に至ったそうです。以上の確認の結果、番号 1 の所有権移転の売買は問題ないと思います。

議長 続きます、番号 2 番。5 番 濱田誠委員。

5 番 番号 2 番について、譲受人から確認しました。現状は、畑であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用し、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。今回、所有権移転に至った経緯ですが、この農地は譲受人の家のすぐ横であり、20 年以上前譲受人の父親の代から耕作しており、今回譲渡人が高齢になったため、今まで耕作してくれていた譲受人に相談があり、所有権移転に至ったそうです。譲受人は、地域の担い手であり、意欲ある農家です。以上の確認の結果、番号 2 番の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きます、番号 3 番。1 番 下元弘章委員。

1 番 農地の現況は、水田として耕作されております。農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事していること確認しています。周辺農地には作物が栽培されており農地としての支障はなく、何ら問題と思いません。

議長 続きます、番号 4 番。23 番 西内一隆委員。

23 番 番号 4 について 6 月 24 日に譲受人から確認しました。現況地目は田で、譲受人は、生姜と水稻を栽培する専業農家です。すべての条件をクリアしており、売買による所有権移転は問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 続きます、番号 5 番。30 番 澤田憲男委員。

29 番 番号 5 番ですが、畑であることを確認しています。譲渡人と譲受人に確認を取りました。双方は、本家、分家ということで親戚にあたります。譲渡人は、土地を何十年間も管理をしていない状態で、今現在譲受人が管理しており、譲渡人も管理が難しいこともあり、本人の希望で贈与したいということです。所有権移転は問題ないと考えます。以上です。

議長 続きます、番号 6 番と 7 番を一緒に。14 番 武内道則委員。

14 番 先日、譲受人の方と現地で話をしてきました。現況は田と畑であり、土羽の草も綺麗に刈っており、周辺農地には悪影響を与えていないことを確認しています。譲渡人二人と譲受人は親戚で、6 番の譲渡人の元々あった土地を町外に出ていく時に 7 番の譲渡人を買ってもらって耕作していただいていたそうです。7 番の譲渡人も高齢のため、これ以上耕作できないということで、親戚にあたる譲受人に売買の話があったそうです。譲受人は、認定農業者ではありませんが、地域の担い手でありませす。雨でも農作業をするくらい、年間 300 日くらいは仕事をしている方ですので、この案件は問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 11 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 11 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 11 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 5 議案第 12 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 12 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明させていただきます。議案書は 6 ページです。今月は窪川地域の 2 件です。

番号 1、添付資料は 14 ページから 17 ページです。申請地は、1 筆。土地の所在、弘見字西ノ後 97 番 1、地目、畑、面積 381 m²の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在は配偶者の実家で暮していますが、自己の耕作農地からは遠方であるため、近くの土地で、母親の介護も出来るようにする為、本申請地に新たに一般住宅を新設するものです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、添付資料の 15 ページの土地利用計画図に示している形で、

住宅、露天駐車場、物干し場などを整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側はすべて同意有の農地、その他はすべて宅地ですので、特に影響はないものと考えております。土地の造成計画についてはありません。進入計画については、北側町道より進入します。取り付け工事等はありません。排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、生活排水は合併浄化槽を経て西側の水路に排出します。水路管理者からの同意は得ております。排水先からの農地等への取水はありません。資金計画については、融資証明にて必要な事業費を確保していることを確認しています。

つづきまして、番号2、添付資料は18ページから22ページです。

申請地は、1筆。土地の所在、与津地字横掛1435番、地目、田、面積4,001㎡の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、農業用施設、牛舎の増設です。転用理由は、申請者は認定農業者であり、今後、令和5年までに牛の生産頭数の増加を計画しており、また、病気の集団発生を防ぐ観点から、現畜舎の道を挟んだ隣接農地に、新たに畜舎を増設するものです。

農地区分ですが、申請地は「農用区域内」の農地ですが、四万十町の定める農業振興地域農用地利用計画において、農用区域内の「農業用施設用地」に指定されております。その為、今回の申請は、農業用施設用地に指定された農地を、農業用施設へ転用するものですので、許可は可能と判断しております。

転用計画につきましては、19ページの土地利用計画図に示している形で、牛舎、飼料置き場、機械置場などを整備する計画です。周囲の状況・影響については、周囲の農地はすべて同意有の農地ですので、特に影響はないものと考えております。土地の造成計画についてはありません。進入計画については、東側の農道よりコンクリート敷きの進入路を設け進入します。排水計画についてですが、申請地の南北に横断する水路を新設し、北側の既設水路へ排出します。水路管理者からの同意は得ております。排水先からの農地等への取水はありません。

資金計画及び事業実施の確実性については、四万十町令和3年度当初予算書にて予算化されていることを確認しております。また、融資証明にて必要な資金を確保していることを確認しています。以上で説明を終わります。

議長 議案第12号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。10番 山本道雄委員。

10番 1番について、第1種農地で畑です。地図を見ていただいたら分かりますが、周りは宅地です。町道を挟んでは、農地が少しありますが、問題ないと思われます。許可あり次第着手するということで、周辺の同意も得ているので、問題ないと思います。

議長 番号2番については、私が担当になります。申請人から先日お聞きしております。農業用の施設、牛舎等の新設案件になります。申請地については、許可あり次第工事に着手することを確認しています。計画面積の妥当性については、4,000㎡とかなり広い面積になりますが、大きめの牛舎とトラック、機械等が多くあり、広めの機械置き場がいることと、飼料タンクやWCSの餌置き場等も広く必要ということで、このような面積になったということです。周囲への影響は、周辺農地全て同意を得ており、排水計画につ

きましては、申請地の中央付近に南北に横断する水路を新設し、北側の排水路に排水し、排水先から農地への取り水はないということでした。

以上の確認の結果、番号2の転用は特に問題ないと判断しました。

議長 議案第12号について質疑を許します。質疑はありませんか。
2番 掛水誠幸委員。

2番 1番の件ですが、申請人と同じ名義の宅地が申請地の裏にあるのですが、ここには家が建っているのかという事と、今回は申請のある所のみにて建てるのか、裏の宅地と合わせて建設予定なのかを教えてください。

事務局 後ろの宅地については申請人の名義になっていますが、実際はお母さんと祖母の方が住んでいます。建物自体が大分老朽化しており、ほとんど倉庫としての利用をされているという事なので、こちらは農業用倉庫という使い方をして、町道から接続しやすい申請地に新しく住宅を建てると聞いています。

議長 他になにかありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第12号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第12号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第13号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。議案第13号 番号6番は私が、四万十町農業委員会会議規則第20条の、議事参与の制限に抵触しますので、先に番号1番から5番の審議、採決を行い、その後に私が議長を交代して退席し、番号6番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第13号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。

議案書は7ページです。今月は窪川地域の6件です。まず番号1番から5番を説明し

ます。

それでは順番にご説明させていただきますが、番号1番及び2番については関連がございますので、一緒に説明いたします。添付資料は23ページから26ページです。

番号1番と番号2番ですが、転用目的が一般住宅を新設するもので、転用に必要な土地が2筆の農地を含む3筆にまたがり、所有者が2名、転用申請者が1名となっております。転用者は1名ですが、それぞれ所有者が異なっているため2件の5条申請となっております。

まず、番号1ですが、申請地は、1筆。土地の所在、見付字カヤノ木707番1、地目、畑、面積261㎡の農地です。権利事由は、35年間の使用貸借の設定になります。借受人・貸付人は、記載のとおりです。転用目的は一般住宅の新設です。転用理由は、申請者の祖母と母が居住している実家が、高速道路の延伸により立ち退きとなり、また、申請者が居住しているアパートも子供の成長に伴い手狭になってきたため、将来の介護等に備えるためにも祖母、母と同居できる自己住宅を、新たに建設するものです。

次に、番号2番ですが、申請地は1筆。土地の所在 見付字カヤノ木706番1、地目、畑、面積161㎡の農地です。権利事由は売買による所有権移転です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。転用目的、転用理由は先ほど申しあげたとおりです。

農地区分ですが、番号1番、番号2番共に、申請地は10ha以上の農地の広がりがある農地内であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第1項第4号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、24ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干し場スペース等に整備する計画です。周囲の状況・影響については、東側、南側は譲渡人の農地、その他周囲は同意ありの農地で、南東側が町道となっております、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については、町道の高さまで約30cm嵩上げし、駐車場部分はコンクリート舗装、その他は砂利敷とします。

進入計画については、申請地南東側の町道より進入します。進入路の取り合わせ工事は特にありません。排水計画についてですが、雨水は住宅部分について2か所の排水枡を経由して浄化槽へ放流、駐車場部分は傾斜により道路側溝へ放流します。生活排水は浄化槽を経由して、町道新設に伴う排水溝へ放流します。

資金計画については、高速道路立ち退きによる補償金などにより、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号1、番号2は以上です。

続きまして、番号3。添付資料は27ページから35ページです。申請地は、2筆。土地の所在、見付字カヤノ木755番1、地目、畑、面積312㎡、同所字同762番5、地目、田、面積687㎡。合計2筆、999㎡の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、農家住宅の新設です。転用理由は、高速道路の用地買収に伴い立ち退きとなるため、現在の自宅と農地から近い同地区に、母親の介護もあるため2世帯が生活できる農家住宅を新たに建設するものです。

農地区分ですが、申請地は10ha以上の農地の広がりがある農地内であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第1項第4号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。

転用計画につきましては、28 ページの土地利用計画図に示している形で、2 世帯住宅、農業用倉庫、駐車スペース、物干し場等を整備する計画です。周囲の状況・影響については、西側と南側は同意有の農地、東側は譲渡人の宅地、その他は譲渡人の農地であり、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については、畑の表土を約 30 cm 取り除き、約 95 cm の盛土を行い転圧します。表面は砂利敷とし、周囲の農地に雨水が流入しないよう段差をつけた土留めを設置します。

進入計画については、申請地西側の町道より進入します。所有地内に 4.5m 幅の進入路を設けますが、進入路の取り合わせ工事は特にありません。排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、生活排水は合併浄化槽を経て申請地東側の町管理の側溝へ排出します。

資金計画については、高速道路立ち退きによる補償金などにより、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号 3 は以上です。

つづきまして、番号 4。添付資料は 36 ページから 47 ページです。申請地は、1 筆。土地の所在、見付字轟川 849 番、地目、田、面積 2,175 m²のうち 741.27 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、農家住宅の新設 382.31 m²と一般住宅の新設 358.96 m²です。転用理由は、高速道路の用地買収に伴い立ち退きとなるため、現在も同じ敷地に 2 棟で同居している長男夫婦の一般住宅と、転用者夫婦の農家住宅を同敷地内にそれぞれ新設するものです。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可できると判断しています。

転用計画につきましては、37 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅 2 棟、駐車スペース、物干し場等を整備する計画です。周囲の状況・影響については、西側は雑種地と水路を挟んで農地、その他はすべて譲渡人の農地であり、特に影響はないものと考えていますが、被害防除計画を添付しています。転用申請時の必要書類として、基本的には、被害防除計画の作成をすることとなっていますが、同意書があれば、これに代わるものとして被害防除計画の作成は省略できます。転用に伴う営農への影響をあたえないよう被害防除計画を作成し、また日影図を作成し日照による影響がないことの確認をしています。日影図ですが、これは一番陽の長い冬至の時の絵となります。建物から線が伸びている部分が時間帯によって影になる場所です。赤線で表示していますが、西側の 855 番 1 の農地に、午前 8 時、9 時代に一部影となりますが、全体的に見て日照による営農への支障はないものと思われま。

土地の造成計画については、切土は現況地盤から約 30 cm で、北側の一部を最大 1.2m の掘削を行います。盛土は無く、表面は砂利敷とします。

進入計画については、南側の県道から自己所有地内に 3.0m 幅の進入路を設け、アスファルト舗装を行います。県道との取り付け工事については、現在協議中です。

排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、生活排水は合併浄化槽を経て申請地南側の県道側溝へ排出します。進入路の雨水についても同側溝へ排出します。

資金計画については、高速道路立ち退きによる補償金などにより、必要な事業費を確

保していることを確認しています。番号4は以上です。

つづきまして、番号5、添付資料は48ページから51ページです。申請地は、2筆。土地の所在、八千数字猪ノ谷328番1、地目、畑、面積372㎡、同所字同328番4、地目、畑、面積32㎡。合計2筆404㎡の農地です。権利事由は、贈与による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の新設です。転用理由は、現在借家に居住していますが、結婚し子供もでき手狭となったため、一般住宅を新設するものです。

農地区分ですが、申請地は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しています。転用計画につきましては、49ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干し場、バーベキュースペース等を整備する計画です。周囲の状況・影響については、西側は譲渡人の農地、北側は譲渡人の宅地、東側は譲渡人所有の道路と水路を挟んで、譲渡人の農地、南側は山林であり、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については、特に無く、整地後砂利敷とします。進入計画については、東側の譲渡人所有の道から進入します。進入部分の取り付け工事等はありません。

排水計画についてですが、雨水は申請地内で自然浸透、生活排水は合併処理浄化槽を設置し、譲渡人所有の既存埋設排水管に接続させ排水します。排水先に用水の利用はありません。

資金計画については、融資証明にて必要な事業費を確保していることを確認しています。番号5は以上です。番号1から5までの説明を終わります。

議長 議案第13号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番から4番までを20番 中城康子委員。

20番 1番、2番を一緒に説明します。高速道路の延伸による立ち退きで、許可あり次第着工の予定だそうです。面積ですが、必要最小限の計画で問題ないと思います。周辺ですが、隣は譲渡人の家になっていますので、営農への支障は問題ないと思います。排水は、合併浄化槽で雨水は周辺水路に流す予定だそうです。転用については何ら問題ないと思います。

3番ですが、高速道路によつての立ち退きの住宅建設です。面積的に広いですが、農家住宅としての面積だと思いますので、必要な広さだと思います。周辺農地への影響ですが、周りの同意もあつて、問題はないと思います。排水も合併浄化槽を設置して、雨水も周辺に迷惑はかからないと思います。

4番ですが、この方も高速道路による立ち退きです。許可が下り次第着工したいということです。面積的に広いですが、農家住宅で2世帯建つ予定だそうですので、問題はないと思います。周辺農地について、西側に狭いですが道がありますので、営農への支障はないと思います。排水は、合併浄化槽で雨水も周りに影響を与えるようなことはないと思います。以上、1から4番までの転用は特に問題ないと判断しました。

議長 番号5番は私の案件です。先日、譲受人、譲渡人双方から聞き取りを行っております。譲渡人、譲受人は親子関係になります。許可があり次第着手することを確認しています。

計画面積の妥当性は、必要最小限の計画で問題ないと思います。周辺農地等への影響につきましても、南側は山林、それ以外は譲渡人の私有地ということで、特に問題ありません。排水計画につきましても、東側にある排水管に排水するというので、問題ないと思います。今回、譲受人の若者夫婦が、親の実家の側に家を建ち、一緒に生姜、水稲をする農家になります。以上の確認の結果、番号5番の転用は問題ないと判断いたしました。

議長 議案第13号について質疑を許します。質疑はありませんか。
15番 吉良榮委員。

15番 番号2番につきまして、議案の面積と添付資料の面積が違うのですが。

事務局 令和3年4月23日に分筆をしております、分筆前の集成図になっております。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第13号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」、番号1番から5番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第13号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」、番号1番から5番については、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号6番の審議を行いますので、議長を四万十町農業委員会会議規則第7条第2項の規定に基づき、議長を11番 甫喜本治誠委員に交代して、私は退席します。

議長代理 番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号6を説明します。番号6、添付資料は52ページから55ページです。
申請地は、1筆。土地の所在、藤ノ川字大福239番1、地目、畑、面積287㎡の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、農業用施設の新設です。転用理由は、現在、申請地の東側に、倉庫兼作業場を建築し営農を行っておりますが、営農規模の拡大に伴い農業用機械や資機材でいっぱいになっており、中で作業を行う場合、農機具等をいったん外に出して作業をしなければなら

ず、大変効率が悪いことから、一体として利用しやすい申請地に、新たに事務所兼作業場・倉庫を新設するものです。

農地区分ですが、申請地は10ha以上の農地の広がりがある農地内であり、第1種農地と判断しました。ただし、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行令第4条第1項第2号イの「農業用施設」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することができるかと判断しています。転用計画につきましては、53ページの土地利用計画図に示している形で、倉庫・作業場、露天駐車場などを整備する計画です。周囲の状況・影響については、西側が墓地、東側が一体利用地の雑種地を挟み町道、南側は譲渡人の農地、その他周囲は同意ありの農地と譲渡人の農地であり、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については、特になく、整地後砂利敷とします。進入計画については、東側の町道から進入します。進入路部分の工事等はありません。排水計画についてですが、新たな雑排水等は発生せず雨水のみで、申請地内で自然浸透とします。

資金計画については、自己資金にて、必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長代理 議案第13号 番号6番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。30番 澤田憲男委員。

30番 番号6番ですが、譲受人から確認をしました。譲受人は、地域の農事組合法人です。今後に向けて、農地の規模拡大もあり、農機具等の増設により既存の倉庫では収納は難しく、今回土地を自己資金で購入し倉庫の新設ということです。また、周囲には同意もいただいているそうです。番号6番の所有権移転は問題ないと判断します。

議長代理 議案第13号 番号6番について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第13号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」、番号6番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第13号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」、番号6番については、原案のとおり可決されました。

9番 太田祥一委員の除斥をとき、入室をしていただきます。

議長代理 太田祥一委員、番号6番は、原案のとおり可決されました。

議長を交代します。

議長 続いて、日程第7 議案第14号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議案第14号 番号17番から19番は、議席番号36番 上野渡委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の、議事参与の制限に抵触しますので、番号1番から16番の審議、採決を行い、その後に36番 上野渡委員に退席していただき、番号17番から19番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和3年7月1日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。議案書は11ページから、添付資料については56ページからになります。件数につきましては19件で11件が窪川地域、8件が西部地域となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等は、お手元の議案書のとおりです。

番号1からご説明します。土地の所在地、見付字大切933番、地目、田、面積、521㎡、以下1筆あり、合計2筆、面積1,739㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年7月1日から令和23年6月30日までの20年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号2、土地の所在地、見付字大切951番、地目、田、面積、926㎡、以下4筆あり、合計5筆、面積6,539㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年7月1日から令和23年6月30日までの20年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号3、土地の所在地、中神ノ川字白王566番1、地目、田、面積、1,811㎡です。以下2筆あり、合計3筆、面積2,190㎡です。設定は新規としていますが、更新の期間のずれが生じたため新規としてしています。期間は、令和3年7月1日から令和8年3月31日までの4年9か月です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号4、土地の所在地、口神ノ川字足川353番1、地目、田、面積は登記面積4,129㎡の内、現況面積1,738㎡です。以下2筆あり、合計3筆、面積3,943㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年7月1日から令和7年3月31日までの3年9か月です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号5、土地の所在地、中神ノ川字宮ノ多場855番、地目、田、面積、3,808㎡です。以下2筆あり、合計3筆、面積5,216㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年7月1日から令和7年3月31日までの3年9か月です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号6、土地の所在地、西原字久万窪742番、地目、田、面積、2,844㎡、以下5筆あり、合計6筆、面積7,776㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年7月1日から

令和8年6月30日までの5年です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号7、土地の所在地、飯ノ川字櫻田460番、地目、田、面積、4,347㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年7月1日から令和8年6月30日までの5年です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号8、土地の所在地、平串字中苗代1186番、地目、田、面積、5,211㎡、以下1筆あり、合計2筆、面積9,175㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年7月1日から令和8年6月30日までの5年です。1186番については生姜を栽培する計画です。1187番1については、今年は土壌消毒をする為休耕とのことです。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号9、土地の所在地、七里字柏原乙494番、地目、田、面積、1,661㎡、以下2筆あり、合計3筆、面積6,870㎡です。設定は新規です。期間は令和3年7月1日から令和8年6月30日までの5年です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号10、土地の所在地、富岡字下越ノ端201番、地目、田、面積、3,446㎡、以下7筆あり、合計8筆、面積10,829㎡です。設定は新規です。期間は、上4筆については令和3年7月1日から令和8年6月30日までの5年、下4筆については令和3年7月1日から令和13年6月30日までの10年です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号11、土地の所在地、向川字大関ノ上440番、地目、田、面積、3,699㎡、以下2筆あり、合計3筆、面積6,167㎡です。設定は新規です。期間は令和3年7月1日から令和13年6月30日までの10年です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして西部地域からです。

番号12、土地の所在地、地吉字長畑731番4、地目は田、面積、938㎡です。外1筆ありまして、合計2筆、面積が2,252㎡です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和3年7月1日から令和9年6月30日までの6年になります。作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、番号13、土地の所在地、地吉字ヒキチロ671番2、地目は田、面積357㎡です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和3年7月1日から令和9年6月30日までの6年になります。作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、番号14、土地の所在地、地吉字長畑732番、地目は田、面積243㎡です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和3年7月1日から令和9年6月30日までの6年になります。作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、番号15、土地の所在地、地吉字音地868番、地目は畑、面積、750㎡です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和3年7月1日から令和9年6月30日までの6年になります。作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、番号16、土地の所在地、木屋ケ内字田ノ畝762番、地目は田、面積、

1,066 m²です。外2筆ありまして、合計3筆。面積が3,043 m²です。設定は、更新の設定になります。期間は、令和3年7月1日から令和13年6月30日までの10年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

議長 議案第14号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、2番を。20番 中城康子委員。

20番 19日と24日に貸出人、借受人と面接しまして、24日に現地を確認して来ました。全部、田んぼになっています。貸出人は、体の具合が悪く、借受人に作ってもらうことにしたそうです。借受人は、認定農業者ではありません。今まで農業をあまりしたことがなく、2、3年前から地区で高齢化して農地が荒れていくのが心配になり、従業員で農家の方がいて、機械を借りて農業を始めたそうです。意欲的な方です。水稻を作付けしていますが、きちんと植えて、十分管理され草も生えないようにしていました。問題ないと思います。

議長 続きまして、番号3、4、5番を。24番 市川絢子委員。

24番 3番の借受人は、Iターンで集落に居住しており、農地を借りて農業に従事しております。研究熱心で、終日農業に取り組んでおりまして、農地の管理も行き届いており、周辺農地に悪影響を与えることはありません。議案内容で間違いもないことも確認しており、特に問題ないと判断しました。

4番、5番。借受人は、認定農業者であり意欲的に農業に専念しております。4番の貸付人は、高齢でもあり耕作放棄地を少しでも無くしたい。また、5番の貸付人は病後で無理が出来ないため、耕作は難しいということで、借受人が借り受けて耕作することになったそうです。5番の農地は、図面上3枚に分かれておりますが、現在は1枚に整地されております。周辺農地に悪影響を与えることもありません。議案内容に間違いもないことも確認しております。特に問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号6番。21番 岡村博晶委員。

21番 番号6番について、6月21日に現地確認と22日に借受人に確認をしました。利用集積計画のとおりで、圃場周辺も非常に綺麗にされており、新規の設定ですが、問題ないと判断します。

議長 続きまして、番号7番。10番 山本道雄委員。

10番 7番ですが、貸出人から聞いて来ました。5年間の設定ですが、病気などが出た時は、設定し直すということです。問題ないと思います。

議長 続きまして、番号8番。29番 石田芳秋委員。

- 29 番 6 月 22 日に借受人に確認しました。現地も確認しました。議案書のとおり、1 筆は生姜が植わっていますが、もう 1 筆は、確認に行った日にトラクターでたたいて草が生えない処理をしていました。他にも生姜や水稲を耕作している会社です。特に問題ないと思います。
- 議長 続きますして、番号 9 番。26 番 甲把雄委員。
- 26 番 番号 9 番について、借受人から確認しました。借受人は、農事組合法人でもあり、地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりで特に問題ないと判断します。
- 議長 続きますして、番号 12、13、14、15 番。15 番 吉良榮委員。
- 15 番 借受人は、県外より地域おこし協力隊として 3 年間、椎茸栽培と野菜の組み合わせでうまくいく方法がないか研修をして、この春、任務を終え就農されます。24 日現地確認と 25 日聞き取りをしました。農地の場所ですが、十和地域振興局から 10 キロ、自宅から 14、15 キロあると思います。農地パトロールでも 2 年間作られていなかった農地です。周辺農地への悪影響はありません。作物の販売は、ネットで販売するそうです。
- 議長 続きますして、番号 16 番。39 番 梶原美智委員。
- 39 番 26 日に借受人からお話を聞かせていただきました。借受人と貸付人は親戚関係であり、また、貸付人は以前から知っている信頼できる方にやっていただきたいとおっしゃったので、問題ないと思います。借受人は、認定農業者ではありませんが、非常にまじめな好青年です。
- 議長 議案第 14 号 番号 1 番から 16 番について質疑を許します。質疑はありませんか。
- 議長 15 番 吉良榮委員。
- 15 番 1 番の賃借料で、全てで 90 kg とは、玄米ですか。
- 20 番 玄米だと思います。
- 議長 他に何かありませんか。1 番 下元弘章委員。
- 1 番 1 番、2 番について、賃借権の設定で契約期間が 20 年は可能ですか。
- 事務局 可能です。
- 議長 4 番 小野重明委員。

4 番 12 番から 14 番までで、新規就農者で生姜を作ってインターネットで販売ということですが、新生姜で売るのはですか。

15 番 詳しいことは聞いていませんが、インターネットで売るとき、農薬未使用として売ろうです。

議長 他に質疑はありませんか。 35 番 山崎力委員。

35 番 4 番、5 番の添付資料で、耕耘機の所に台数が書かれていますが、トラクター、耕耘機どちらですか。

24 番 トラクターです。他にも農機具を持っています。部落のも使ったりしてやっています。

議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 14 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から 16 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 14 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から 16 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 17 番から 19 番の審議を行いますので、番号 36 番 上野渡委員は、退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号 17 番、土地の所在地、広瀬字シモダバ 828 番、地目は田、面積、519 m²です。外 1 筆ありまして、合計 2 筆。面積が 1,930 m²です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 4 年 9 ヶ月になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号 18、土地の所在地、広瀬字ヲヲタ 801 番、地目は田、面積、662 m²です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 1 年 6 ヶ月になります。作物は、薬草を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号 19、土地の所在地、広瀬字イノクボ 881 番、地目は田、面積、879

m²です。外2筆ありまして、合計3筆。面積が2,244 m²です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和3年7月1日から令和8年3月31日までの4月9ヶ月になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第14号 番号17番から19番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。15番 吉良榮委員。

15番 借受人は、認定農業者であります。この地域では、数少ない専業農家で両親と夫婦で経営をしています。地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりであります。3件とも新規契約です。貸し手ですが、17番は高齢で農作業も困難で、農業後継者もいません。19番は、県外に住んでいます。18番は、会社に勤めており、農作業がかなり重労働で食べる分だけ作れたらいいと話していました。借受人は、150日以上農作業に従事しています。周辺農地への悪影響はありません。24日の現地確認と25日の聞き取り調査の結果、17、18、19番は問題ないと判断しました。

議長 議案第14号 番号17番から19番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第14号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号17番から19番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第14号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号17番から19番は原案のとおり可決されました。

36番 上野渡委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 上野渡委員、番号17番から19番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第15号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第15号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いします。

議案書は、19 ページになります。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。添付資料は 115 ページからご覧ください。今回は窪川地域の 3 件です。

番号 1、土地の所在地、富岡字下越ノ端 201 番、地目、田、面積、3,446 m²、以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積は 5,418 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 8 年 6 月 30 日までです。水稻を栽培する予定です。

番号 2、土地の所在地、富岡字下長田 235 番 1、地目、田、面積、2,370 m²。以下 5 筆あり、合計 6 筆で、面積は 9,585 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 13 年 6 月 30 日までです。水稻を栽培する予定です。

番号 3、土地の所在地、向川字笹野越 322 番、地目、田、面積、1,993 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 13 年 6 月 30 日までです。水稻を栽培する予定です。以上になります。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。
29 番 石田芳秋委員。

29 番 番号 1 番について、借受人に確認しました。現地も確認しました。借受人は、ニラ、生姜、水稻と熱心に耕作している農家です。特に問題ないと思います。

議長 番号 2 番については、私と石田芳秋委員が担当になっていますが、私が代表で聞きました。借受人から確認しました。借受人は、この集落の営農組合の代表をしており、地域の若手の担い手として活躍している方ですので、配分計画案のとおりで特に問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号 3 番について借受人から確認しました。借受人は、職をリタイアしてから現在まで専業農家として、また、集落の守り手として頑張っている方で問題ないと判断しました。

議長 議案第 15 号について質疑を許します。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
（「なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 15 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 15 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は原案

のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 議案第16号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を、議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第16号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」ご説明いたします。議案書20ページ、添付資料は122ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。今月は2件あります。

番号1 高野字樋ノ口560番、地目、田、面積66㎡につきまして、登記目的、所有権移転、法務局受付日、令和3年5月25日、登記原因、平成3年7月1日時効取得、とする登記がなされた通知がありました。この土地につきましては、担当委員と確認し、現地は添付資料123ページの写真のとおりで権利者が水稻を栽培し、管理しております。

番号2 家地川字スイセンアンノマエ601番2、地目、田、面積515㎡につきまして、登記目的、所有権移転。法務局受付日、令和3年5月28日。登記原因、平成10年8月8日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、この土地につきましては権利者の親の代から管理をしており、今回義務者の方が高齢になり、所有地を整理していく中で時効取得での所有権移転となったということでした。現地は127ページの写真の通り、農地として管理しております。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

議長 議案第16号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。23番 西内一隆委員。

23番 番号1について、登記済み後の調査になりますが、6月10日に現地で権利者と確認してきました。現況地目は田で、権利者は、水稻を栽培する農家で時効取得による所有権移転は何ら問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号2番。25番 窪田良一委員。

25番 今月7日に職員と現地へ行って来ました。現状は田で、127ページの写真にあるように図面上は1枚ですが、現状は、3枚ぐらいになっています。農地については、作っている方が、これからも耕作していくそうなので、問題ないと思います。

議長 議案第16号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 16 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 16 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 議案第 17 号 「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 17 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明します。添付資料は、130 ページからとなります。なお、点検、評価については主に実績の方を説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

「Ⅰ農業委員会の状況」から説明します。農業の概要の数値ですが、2015 年農林業センサス等の数値を基にした数値や、担当の農林水産課とも確認し、四万十町の認定農業者数、基本構想水準到達者等の数値など農業委員会の方で調べた令和 2 年 4 月 1 日現在の数値となっております。

続いて 131 ページ「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」に移ります。

2 令和 2 年度の目標及び実績ですが、集積目標 1,092ha に対して集積実績が 1,127ha、うち新規実績が 85ha、達成状況は 103%となっております。

3 目標の達成に向けた活動ですが、活動実績といたしましては、コロナの影響もあり、就農フェスのオンライン参加のみに留まりました。

4 目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、集積目標を達成することができ、活動に対する評価についてはオンラインでの就農フェス参加のほか新規就農、認定農業者には集積について広報・説明会等実施、青年等就農計画の変更再認定時に情報提供を行ったとしています。

続いて 132 ページ「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」に移ります。

2 令和 2 年度の目標及び実績としまして、参入目標 5 経営体に対して参入実績 3 経営体、達成状況は 60%です。参入目標面積 1.5ha に対して参入実績が 1 ha 達成状況は 67%となっております。

3 目標の達成に向けた活動ですが、活動実績は、先ほども出ましたが就農フェスのオンライン参加、新規就農については HP 等で情報提供を行い、目標達成に向けて取り組みを行いました。

4 目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、参入実績は、経営体数、

面積ともに目標達成できませんでした。

活動に対する評価は、コロナ禍ではあったが、実施可能な範囲で情報提供を行うことができたとしております。

続いて 133 ページ「IV遊休農地に関する措置に関する評価」に移ります。

2 令和 2 年度の目標及び実績ですが、解消目標 1.0ha に対して解消実績は 0.64ha、達成状況は 64%となっております。

3 2 の目標の達成に向けた活動について、活動実績ですが、利用状況調査について、調査員数 39 人、調査実施時期は 7 月から 8 月で調査結果とりまとめ時期は 9 月から 12 月に行い、農地利用意向調査について、11 月から 1 月に調査を行い、今回意向調査の対象となった土地は第 32 条第 1 項第 1 号、いわゆる A 分類の農地ですが、12 筆 0.9ha となっています。

4 目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、解消に向け助言等を行ったが、条件不利地でもあり目標の達成には至らなかった。解消可能な農地は引き続き対応をする。活動に対する評価は、利用状況調査、意向調査とも予定どおり実施できたとしております。

続いて 134 ページ「V違反転用への適正な対応」に移ります。

こちら違反転用もなく、実績 0 となっております。活動実績ですが、利用状況調査等、年間を通じて農業委員が担当地区の見回りを行い、農業委員会だよりで広報し、周知を行ったことで違反転用は発生してしまいませんが、今後も、継続して農地パトロール等の見回りを行うことは必要であるとしています。

続いて 135 ページ「VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」に移ります。

1 農地法第 3 条に基づく許可事務は、1 年間の処理件数 52 件うち許可 52 件で不許可はありませんでした。以下の項目につきましては例年と変わりなく実施しております。

2 農地転用に関する事務ですが、1 年間の処理件数 20 件で、こちらも事務等の部分については例年通り実行されております。

次のページに移って、3 農地所有適格法人からの報告への対応ですが、管内 4 つの農地所有適格法人から報告をいただいております。

4 情報の提供等ですが、賃借料情報の調査・提供は、調査対象賃貸借件数 91 件、情報の提供方法は HP で公表しております。

農地の権利移動等の状況把握ですが、調査対象権利移動等件 447 件、取りまとめ時期が令和 3 年 4 月、情報の提供方法は HP で公表します。農地台帳の整備、整備対象農地面積は 3,215ha でデータ更新はここに書かれているようなことをその都度更新しております。

続いて 137 ページ「VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」は該当がありませんので省略させていただきます。

続いて「VIII事務の実施状況の公表等」に移ります。

1 総会等の議事録の公表は HP に公表しております。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は 1 件あり、「四万十町農業委員会 2020 年意見書」として町長に提出されています。概要につきましては、1. 担い手への農地の集約とその対策。2. 鳥獣害防除対策。3. 農業労働力確保事業。4. 新規就農

促進対策。5. 農産物の地消・地産の推進。6. 新型コロナウイルス対策となっております。
3 活動計画の点検・評価の公表ですが HP に公表します。こちらの点検・評価の方です
が総会で承認を受されましたら、今月中には HP の方で公表するように準備しておりま
す。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
議案第 17 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 17 号 「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につ
いて」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 17 号 「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 11 議案第 18 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動
計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 18 号 「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」説明し
ます。添付資料の 138 ページからとなります。

「Ⅰ農業委員会の状況」から説明させていただきます。

1 農家・農地等の概要の数値ですが、2020 年の農林業センサス等の数値を基にした数
値や、担当の農林水産課とも確認し、四万十町の認定農業者数、基本構想水準到達者等
の数値など農業委員会で調べた 4 月現在の数値となっております。

2 農業委員会の現在の体制ですが、4 月現在の数値になっており、9 月には任期満了に
より委員改選があります。

続いて 139 ページ、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」に移ります。

1 現状及び課題について、現状は、管内の農地面積 2,530ha、これまでの集積面積
1,127ha、集積率は 44.5%となっております。課題につきましては、新規就農者・認定
農業者等へのヒアリングを実施し、営農状況、農地利用の拡大等の意向を把握する必要
があるとしております。

2 令和 3 年度の目標及び活動計画についてですが、目標集積面積は 1,177ha、うち新
規集積面積は 50ha、目標設定の考え方は基本構想アクションプログラムの実現化目標
により設定とします。活動計画は 8 月、1 月に J A で新規就農相談会、経営改善計画等の

変更・再認定時に農地の集積について情報提供を行う。また機構集積協力金の周知活動を実施し、農地中間管理事業の利用を促す、としております。

続いて、「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」に移ります。

1 現状及び課題についてですが、新規参入の状況は、平成30年度から令和2年度の状況は資料のような状況となっています。課題としまして、農家の高齢化による後継者不足の解消を図るため、新規参入者等の担い手の確保は重要であるが、新規参入者の為の農地確保や、地域の受け入れ環境等に課題が残る、としております。

2 令和3年度の目標及び活動計画についてですが、参入目標数は5経営体、参入目標面積は1.5haとしております。活動計画としまして町や担い手育成センター、普及所、JAとの連携、また各種イベント等へ参加し新規参入者の確保を図る、としております。

続いて140ページ「Ⅳ遊休農地に関する措置」に移ります。

1 現状及び課題についてですが、現状、管内の農地面積2,531.8ha、遊休農地は1.8ha、割合は0.07%となっております。課題としまして、少子・高齢化による後継者不足や、不在地主の増加等により、中山間地等の条件不利地では、遊休化する農地の増加が考えられる、としております。

2 令和3年度の目標及び活動計画についてですが、目標、遊休農地の解消面積は、1haとさせて頂きました。目標設定の考え方としまして、昨年度の実績及び農林水産課と協議し、目標値を設定しております。活動計画の農地の利用状況調査は、調査時期7月から8月、調査結果取りまとめ時期9月から12月、調査方法は昨年までと同じ方法です。農地の利用意向調査の時期も昨年と同じ時期に計画しています。

続いて「Ⅴ違反転用への適正な対応」に移ります。

1 現状及び課題についてですが、現状は、管内の農地面積2,530ha、違反転用は0ということなので、現在のところ違反転用は見受けられませんが、引き続き監視活動が必要としております。令和3年度の活動計画としまして、農地パトロールの実施、農業委員会だより等の広報でも周知を図るということで活動計画としております。以上で説明を終わります。

議長 議案第18号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第18号について質疑を許します。質疑ご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第18号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 18 号 「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 12 報告第 8 号 「四万十町農業委員会 活動報告について」議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 令和 3 年度 農業委員会活動状況 4 月から 6 月について、報告いたします。
添付資料は、141 ページとなります。協議会等はコロナ感染が増えれば、書面決議に変更するなど、今年も今まで通りには出来ない状況での活動となっております。その中で、毎月の役員会、総会を行っております。主なものとして、6 月 16 日、県の農業会議の総会が行われ、残念ではありますが、林会長が県の会長を降りられました。冒頭でも申しましたが、6 月 9 日に行われました、町議会において、9 月からの新しい農業委員の任命に同意をいただきました。以上となります。

議長 報告第 8 号について事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑が無いようですので、報告第 8 号 「四万十町農業委員会 活動報告について」を終わります。

議長 続いて、日程第 13 「その他」の件についてを議題とします。

議長 事務局ではありませんか。

事務局 農地利用状況調査についてご説明させていただきます。
農業委員会では、毎年 7 月から 8 月にかけて、農地法第 30 条の規定に基づき、町内すべての農地に対して「農地利用状況調査(農地パトロール)」を行うこととされています。
この農地利用状況調査は、地域の農地利用状況の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見について、重点的に取り組むことを目的とされ実施されます。特に、遊休農地の発生防止・解消にあっては、その再利用に向けた取り組みを勧めることが重要とされています。農地利用状況調査については、委員の皆様には毎年ご苦勞おかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。

それでは調査方法についてご説明します。

お配りしました、「令和 3 年度農地利用状況調査等にあたって」をご覧ください。

まず、調査期間は毎年同じ期間ですが 7 月から 8 月末の間に実施していただきますようお願いいたします。また、調査が完了次第、調査書の提出・報告をお願いいたします。調査結果により、そのあと「利用意向調査」の実施が必要な場合がありますので、お早めに報告いただければ、早めに利用意向調査に取り掛かることができますのでよろしくお願ひします。

また、利用意向調査については、後でご説明します。

次に、調査の内容についてですが、各委員さんの担当区域全ての農地について調査をお願いします。

調査のポイントとしまして、

① の「遊休農地」の調査をお願いします。遊休農地がありましたら、お配りしてあります「利用状況調査業務日誌（調査票）」に記入してください。記載例のように、わかる範囲で大字、字、地番、地目等を調べていただき、所有者、荒廃等の状況を記載例のようにご記入をお願いします。遊休農地の位置づけとは、遊休農地はA分類とB分類に分類されます。

A分類とは、「再生利用が可能な荒廃農地」とされ、判断基準とし「過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も所有者等による草刈り等の農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みのない農地」となります。年1回程度草刈をして管理していると思われる農地は、A分類に該当しませんので、農地の状況によりご判断をお願いします。

B分類とは、「再利用が困難と見込まれる荒廃農地」とされ、「森林化し、農地に復元する為の、物理的な条件整備が著しく困難な農地、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれる農地」となります。以前B分類とされた農地については、基本的には変わることは少ないと思われま

す。このことを踏まえて、現地確認の上、A分類・B分類を判断してください。

また、これまでの調査でA分類となった土地については、今回の調査でも必ず状況を確認するようにお願いします。また、遊休化の恐れがある農地についても、今後のため把握をしておいていただきたいです。

また、②農地法第3条・利用権設定の許可のあった農地の利用状況、③違反転用については、確認できる範囲でお願いします。いずれも基本的に耕作されているなら問題ないと思います。

また、この調査票には、A分類、B分類の農地のみご記入ください。また、調査の結果、A分類・B分類とも無い場合、調査書の提出は不要ですが、必ず農業委員会までその旨をお伝えください。その他、農地の状況等でなにかありましたらご連絡をお願いします。

配布資料についてですが、利用状況調査業務日誌、記載例、該当する方のみ昨年度までにA分類とした農地一覧と、B分類一覧をお配りしています。また、図面は昨年度までにお配りしましたものを使ってください。

次に利用意向調査についてですが、今回調査の結果、A分類となった農地について、今後の活用意向を確認する取り組みとなります。意向調査の方法等については、該当農地だけとなりますので、該当する委員さんに別途ご説明させていただきます。

また意向調査は、令和4年1月末までにその農地の所有者等に意向を確認し、調査書を提出することとなります。その農地の利用意向を確認し、遊休農地の状態が解消、あるいは所有者等が中間管理機構等へ貸し付けの意向を示す等していない場合は、固定資産税の課税強化される場合もあります。以上簡単ではありますが説明を終わります。

委員の皆様にはご苦勞おかけしますが、農地利用状況調査等ご協力よろしくをお願いします。

議長

Aは、もう一度AなのかBになっているのか確認してもらおう。新たに見つけた農地は、AなのかBなのかを書き込んでもらおう形です。

地図等が古い場合は、事務局に行って聞いてもらったらパソコンで出してもらえますので、分からないことがあれば、事務局に相談して下さい。地図がある場合は、早急にかまえる準備をするということですので、よろしくをお願いします。

事務局

次に移ります。

お手元の方に、四万十町農業委員会 2020 年意見書について回答という資料をお配りしていると思います。先ほどの点検・評価にもありましたが、令和 2 年 11 月に提出してありました、意見書に対して、5 月 26 日町長より正式に回答をいただきました。林会長、太田代理、山本道雄委員長、中原英昭副委員長が出席しております。内容を少しだけ説明させていただきたいと思います。意見書の方をご覧ください。

1. 担い手への農地の集約とその対策として

《持続可能な農業、農村の振興対策》では、

生活できる安定した収入と、地域の農地を効率よく管理できる対策を検討されたい。に対して、有望な土地利用型作物を関係機関と連携しながら研究していき、新たな高収益作物の普及推進に努めたいという回答をいただいております。

《集落営農組織の維持》では、

引き続き行政の支援、指導、補助金の充実を図られたい。に対して、地域営農支援事業を中心に継続して支援を行う。

農業用機械更新時の補助に対しては、困難であると考えてるが、要望が強くあることにつきましてには県への働きかけを引き続き行っていくとされています。

《山間地域の農地を守る対策》では、

窪川地域の営農支援センターのような大規模な農業受託組織を行政のリードのもと大正・十和地域にも設立することを検討されたい。に対して、関係機関で知恵を出し合い、より良い方向性に進めるよう検討したいと考えている。

《農業用施設整備》では、

用水路等の農業用施設整備の予算を確保されたい。という事に対して、人・農地プラン座談会において水路の改修・整備についての要望が一番多く、今後地域での要望量を把握し予算反映に努めていく。

《遊休農地の発生防止とその解消対策》では、

小規模でも可能な基盤整備事業の制度を創設し、遊休農地解消、限られた農地の有効利用に繋げる支援を検討されたい。に対して、農地耕作条件改善事業、町単独事業の集落環境整備事業等の支援策を基に、地域の実情にあった事業を進め、遊休農地の発生防止に努めていくという回答をいただきました。

2. 鳥獣害防除対策の中で、

個体処理ができる仕組みづくりという事に対して、今後意向調査を行い、意見を集約して四万十町鳥獣被害防止対策協議会等で協議を行う。

傷んだ金網柵の修繕・買い替えに対する補助の検討は、関係者と協議のうえ、対応策を講じていきたいとの回答がありました。

3. 農業労働力確保では、

労働力不足を補い経営の安定を計るため、人手確保とともに機械化できるところは機械化を進め、労働力不足に対応できる対策を検討されたい。に対して、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出する、制度の活用も視野に入れ、労働力確保に努めるとともに、ICTなどスマート農業を国・県事業の活用により普及推進を図っていくことにより、労力軽減を図っていききたい。

4. 新規就農促進対策では、

安定的な経営が図れるよう継続的な対策を引き続き支援されたい。という事に対しては、就農前から就農後の一貫した支援を継続して行っていく。

有望となる品目を模索されたいということに対しては、農業技術の専門的知識を有する関係機関の意見を聞きながら検討していくとされています。

5. 農産物の地消・地産の推進では、

学校給食に地元食材を可能な限り使用するよう引き続き努めていただきたい。に対して、関係組織と連携するなど、可能な限り地元食材を使用するよう努めていききたい。

また、地域を回り直販所に運ぶ手立てのない生産者の作物を集荷する仕組みについては、今後の状況をみて対応策を検討したいとしています。

6. 新型コロナウイルス対策としまして、

収束後の出荷体制、対策については、国の支援制度をはじめ、必要に応じ対応策を講じていききたい。

感染対策についての情報発信については、今後も各種支援制度や農作業時の感染予防策等について、適宜関係する農家に必要な情報を関係機関と連携していくとの回答をいただいております。

町長からは、今後も引き続き関係者が集まり協議を行っていききたいと話もありました。この回答書につきましては、今日は大分省略しましたので、後ほどそれぞれで目を通していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

2番 今度、意見書をあげる時に、税の事なので書けないかもしれませんが、太田職務代理が言ったように、軽トラで行くの非常に怖いような道がある所があります。そういう所は、やがて荒廃して耕作不能地になる、B分類にやがてなるのですが、そこへ入っていく手段としては、今各農家が運搬車を持っていますが、運搬車の税金がコンバインや田植機の2千円に対して、運搬車が5千円くらいの税金がかかっています。場合によったら、運搬車は人が乗って走るので、乗用車なみという評価を国としてもしているし、税制上もそういうことで、課税していると思いますが、運搬車等がないと農作業が出来ない所がありますので、もし今後意見書として挙げれるのであれば、軽自動車税だと思うので町の範囲内だと思いますので、町で何とか出来る範囲内であれば、運搬車の5千円を少なくともコンバインとか田植機並の2千円に税を引き下げるとかそういう事を盛り込んで欲しいです。

事務局 承りますが、意見書は毎年出すとは限らないので、今回も3年間の任期のうち1回は出

そうということで、去年出させていただいたところです。

2 番 もし、農業委員会のトップが町との懇談会がある時に、そういう意見も出してもらいたい。

事務局 心して頭の中にいれて、引き続き協議の方はやっていきたいと町長の話がありましたので、おそらく会を開いてくれるものと思っております。何かの機会の時にはその旨、もし出来なくても意見書の方に盛り込むことは、引き継ぎ書に書かせていただきたいと思います。

議長 10 番 山本建議検討委員長。

10 番 意見書の検討をいただき、大変ありがとうございました。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。
なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和3年度 四万十町農業委員会 6 月総会を閉会いたします。ご起立をお願いします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 5 時 00 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和3年 月 日

会長職務代理

署名委員 15 番

署名委員 25 番
